

# 山梨県公報

第千四百号

平成十五年

七月十七日

木曜日

## 目次

結核予防法に基づく医療機関の指定	四四九
結核予防法に基づく医療機関の指定の辞退	四四九
県代行市町村道改築工事の開始	四四九
道路の区域変更(二件)	四五〇
道路の供用開始	四五〇
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議	四五〇
建築基準法に基づく道路位置指定	四五一
<b>公 告</b>	
山梨県市町村職員共済組合の決算の公表	四五一
国土調査の指定	四五三
一般競争入札について	四五三
開発行為に関する工事の完了について	四五四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四五四
換地処分の実施	四五四
<b>人事委員会</b>	
山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	四五五
<b>公安委員会</b>	
遊技機の型式の検定	四五九

## 告 示

**山梨県告示第三百九十二号**  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
 平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
有限会社酒折薬局	甲府市酒折一丁目十六番二十一号
クスリのサンロード薬局敷島東店	中巨摩郡敷島町中下条冷田千八百四十六番地
あんず薬局	富士吉田市旭五丁目一番三十七 一号

### 山梨県告示第三百九十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した医療機関は次のとおり廃止した。  
 平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
有限会社酒折薬局	甲府市酒折一丁目十六番十九号

### 山梨県告示第三百九十四号

山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)第四条第一項の規定により、次のとおり市町村に代わって県が市町村道の改築を行う。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年八月七日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

路 線 名	区 間	新旧の別	工事の種類	開始年月日
上野原桐原線	北都留郡上野原町大字桐原字小和田六二五三番の一〇地先から同町大字桐原字下椿六四八九番の一地向まで	旧	改良	平成十五年七月十七日
		新		
	北都留郡上野原町大字桐原字小			

和田六二五三番の一〇地先から  
同町大字桐原字小和田六三〇八  
番の四地先まで

新

**山梨県告示第三百九十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 竜王芦安線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南アルプス市大字芦安芦倉字下新倉五四番地先から 南アルプス市大字芦安安通字ジャレ八八番の一地先まで	六・八〇 一一・〇〇	九・八〇 二〇・〇〇	六・八〇 一一・〇〇	五三〇・〇〇 五一一・〇〇
	六・八〇 一一・〇〇	六・八〇 一一・〇〇		

**山梨県告示第三百九十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲府市下帯那町字河方三〇五三番の一地先から 甲府市下帯那町字河方三〇五五番の一地先まで	一五・二丁 三一・四	一四・〇〇 二七・〇〇	一五・二丁 三一・四	一八一・〇〇 一八一・〇〇
	一五・二丁 三一・四	一四・〇〇 二七・〇〇		

**山梨県告示第三百九十七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十五年八月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士吉田山中湖自転車道線	南都留郡山中湖村大字平野字向切詰四七九番の一三一地先から 南都留郡山中湖村大字平野字向切詰四七九番の一七七地先まで	一一五・〇	平成十五年七月十七日

**山梨県告示第三百九十八号**

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県土木部治水課及び峡北地域振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名 富士川水系 釜無川
- 二 河川管理施設の名 左岸堤防
- 三 河川管理施設的位置 韮崎市水神一丁目四千六百六十九番一地先から韮崎市水神二丁目四千八百二十八番一地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

1 氏名 葦崎市長 小野修一

2 住所 葦崎市水神一丁目三番一号

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間 平成十五年七月十七日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第三百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 道路の位置

北巨摩郡双葉町龍地字大滝六三〇二番四及び六三〇三番三

二 道路の幅員

最大六・二八メートル 最小六・〇五メートル

三 道路の延長

五十七・五五メートル

公 告

● 山梨県市町村職員共済組合の決算の公表

山梨県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり通知があった。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第二十二条第三項の規定により、山梨県市町村職員共済組合の平成十四年度の決算を次のとおり公表する。

平成十五年七月十七日

山梨県市町村職員共済組合  
理事長 小 林 義 光

## 山梨県市町村職員共済組合公告

山梨県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成14年度決算の要旨を公告する。

平成15年7月4日

山梨県市町村職員共済組合

理事長小林義光

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	財形	基礎年金支払
負担金	1,820,950	7,275,498	92,550	148,622					
介護分	114,024								
掛金	1,820,910	3,941,905		148,586					
介護分	114,002								
施設収入・商品売上					340,870				
基礎年金交付金		1,157,690							
利息及び配当金	7,119	840,957	43	56	39	395,124	0		
介護利息	0								
その他収入	304,020	11,810	5,598	47,894	109,794	1,591	301,062	129	349,647
他経理から繰入金			30,884						
前年度繰越支払準備金	356,404								
前年度繰越長期給付積立金		49,976,402							
計	4,537,429	63,204,262	129,075	345,158	450,703	396,715	301,062	129	349,647
給付金	2,275,146	8,023,763							
役職員給与			77,377	37,354	37,829	15,220	20,384		
旅費・事務費			7,128	6,325	1,789	1,588	1,755		
商品仕入					9,792				
飲食材料費					62,509				
委託費			473	10,443	97,351	12,954	31		
支払利息					1,432	175,697	253,122	124	
連合会払込金	80,527	740,899					10,927		
連合会拠出金	144,534								
老人保健拠出金	1,167,207								
退職者給付拠出金	466,208								
介護納付金	235,502								
基礎年金拠出金負担金									
他経理へ繰入金	15,410	15,474		74,269					
その他支出	45,761	2,740,793	30,179	221,284	190,869	6,289	13,464	5	349,647
次年度繰越支払準備金	364,446								
次年度繰越長期給付積立金		51,683,333							
計	4,794,741	63,204,262	115,157	349,675	401,571	211,748	299,683	129	349,647
差引当期利益金	0	0	13,918	△ 4,517	49,132	184,967	1,379	0	0
差引当期短期利益金									
差引当期介護利益金									
年度末支払準備金	364,446								
年度末長期給付積立金		51,683,333							

## 貸借対照表の要旨

資産	流動資産	815,717	7,987,500	186,785	261,451	347,466	6,794,691	95,219		
	固定資産		43,695,935	6,203	500	1,851,323	12,669,235	12,859,674	9,784	
	繰延資産					52,103				
	資産合計	815,717	51,683,435	192,988	261,951	2,250,892	19,463,926	12,954,893	9,784	0
負債	流動負債	183,546	102	1,106	89,927	128,829	18,679,365	290		
	固定負債	364,446		87,422	59,129	42,855	20,010	12,870,847	9,784	
	負債合計	547,992	102	88,528	149,056	171,684	18,699,375	12,871,137	9,784	0
資本	資本剰余金			500		1,372,252				
	積立金		51,683,333							
	利益剰余金	271,716		103,960	112,895	706,956	764,551	83,756	0	
	欠損金	△ 3,991								
	資本合計	267,725	51,683,333	104,460	112,895	2,079,208	764,551	83,756	0	0
	負債・資本合計	815,717	51,683,435	192,988	261,951	2,250,892	19,463,926	12,954,893	9,784	0

● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の指定により、次のとおり国土調査として指定した。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 国土調査の指定年月日

平成十五年七月四日

二 調査を行う者の名称

市川大門町及び身延町

三 調査地域

西八代郡市川大門町大字印沢、黒沢及び八之尻の一部並びに南巨摩郡身延町大字下山字川除下及び荒町東の全域

四 調査期間

平成十五年七月十七日から平成十六年三月三十一日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

農業農村整備事業標準積算システム機器等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十五年十月一日から平成十八年九月三十日まで

4 借入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告に示した借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 借入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部 耕地課技術管理担当 電話〇五五 二二三 一六二七

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十五年七月二十八日（月）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十五年七月二十三日（水）午後二時 山梨県庁県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十五年八月六日（水）までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県農政部耕地課技術管理担当に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年八月二十八日（木）午後二時 山梨県庁県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十五年八月二十七日（水）午後五時までに山梨県農政部耕地課技術管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Agricultural land improvement cost estimate computer system 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM August 28, 2003

3 Bureau in charge

Agricultural Land Improvement Division, Yamanashi Prefectural Government, 1-6-1 Marunouchi Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 JAPAN  
TEL 055-223-1627

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。  
平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡敷島町大下条字東側九九の三、一〇五の一、一〇六及び一〇七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡敷島町大下条字東側千二百二十六番地 奥石まつゑ 奥石一也

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。  
平成十五年七月十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町紙漕阿原字中河原三八三の六及び三八三の八並びに字上河原四一九の一、四一九の三、四一九の五、四一九の六、四二五の四及び四二五の九並びに同町押越字下川瀬一八八九の一、一八八九の二、一八九〇の二、一八九〇の三、一八九〇の四、一八九〇の五、一八九〇の六、一八九〇の七、一八九一の七、一八九一の八、一八九二、一八九二の二、一九〇一の一、一九〇一の七、一九〇二の三及び一九〇三の一

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市国母六丁目二番二十三号 株式会社井澤

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

県営圃場整備事業（円野地区第二工区）の換地処分を平成十四年十一月一日実施した。  
平成十五年七月十七日

山梨県知事 山本 栄彦

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第十五号

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成十五年七月十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

山梨県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の退職手当に関する規則（昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三号を次のように改める。

三 第十一項第四号の規定

イ 雇用保険法第五十六条の二第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当 就業手当に相当する退職手当支給申請書（第十六号様式）

ロ 雇用保険法第五十六条の二第二項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当（以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当 再就職手当に相当する退職手当支給申請書（第十六号様式の二）

ハ 雇用保険法第五十六条の二第二項第二号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当 常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（第十七号様式）

第十三条第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。  
第十六号様式を次のように改める。

就業手当に相当する退職手当支給申請書

資格証番号

申請者	氏名	住所	〒	(電話)
-----	----	----	---	------

就職先の事業所 (下記職業に就いた日等のイの場合のみ記載)	名称	〒	(電話)
	所在地	〒	(電話)

職業に就いた日等	イ 一の雇用契約の期間が7日以上である場合			
	一週間の所定労働時間	時間 分	雇用年月日	年 月 日
	雇用期間	(イ) 定めなし (ロ) 定めあり 年 月 日まで( 年 月)		
	支給対象期間中の就業日数	合計	日	
	ロ 上記イ以外の就業			
	就業先の事業所等	就業期間	就業日数	就業内容

上記就職先の事業所及び職業に就いた日等のイの記載事実には誤りのないことを証明する。  
年 月 日

事業主氏名 印  
(法人のときは名称及び代表者氏名)

上記就職先の事業所及び職業に就いた日等のロの事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか否か	イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない
申請に係る就業について、安定所への求職の申込みの日前に雇用の予約があったか否か	イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1カ月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けたか否か	イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けてない
職業紹介事業者の名称	(電話)

山梨県職員の退職手当に関する規則第13条の規定により、上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日  
任命権者 殿

申請者氏名 印



第16号様式の2(第13条関係)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

第十六号様式の次に次の一様式を加える。

		資格証番号	
申請者	氏名	住所	〒 (電話 )

就職先の事業所 (開始した事業)	名称	
	所在地	〒 (電話 )
	事業の種類	

雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日
職 種		一週間の所定労働時間	時間 分

賃金月額	万 千円	雇用期間	イ 定めなし 口 定めあり 年 月 日まで( 年 力月)
------	------	------	---------------------------------

上記の記載事実には誤りのないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名 印  
(法人のときは名称及び代表者氏名)

雇入年月日又は事業開始年月日 前3年間における就業についての 再就職手当、常用就職支度金又は 常用就職支度手当に相当する退職 手当の受給の有無	イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	口 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

山梨県職員の退職手当に関する規則第13条の規定により、上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

任命権者 殿

申請者氏名 印

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

山梨県公報 第十四百号 平成十五年七月十七日  
第十七号様式を次のように改める。

		資格証番号	
申請者	氏名	住所	〒 (電話 )

就職先の事業所	名称	
	所在地	〒 (電話 )
	事業の種類	

雇入年月日	年 月 日	採用内定年月日	年 月 日
-------	-------	---------	-------

職種	一週間の所定労働時間	時間 分
----	------------	------

賃金月額	万 千円	雇用期間	イ 定めなし 口 定めあり 年 月 日まで( 年 月)
------	------	------	--------------------------------

上記の記載事実には誤りのないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名 印  
(法人のときは名称及び代表者氏名)

雇入年月日又は事業開始年月日 前3年間における就業についての 再就職手当、常用就職支度金又は 常用就職支度手当に相当する退職 手当の受給の有無	イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
	口 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。

山梨県職員の退職手当に関する規則第13条の規定により、上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

任命権者 殿

申請者氏名 印

**附則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年山梨県条例第三十九号。以下「改正条例」という。）附則第四項に規定する改正条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに退職した職員が平成十五年五月一日から施行日の前日までの間に職業に就いたときは、改正条例附則第二項及び第三項の規定により受ける改正条例による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例第十條第十一項第三号の二又は第四号の退職手当の額と改正条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例第十條第十一項第四号の規定を適用するとしなければ受けることとなる退職手当の額のいずれが多い額を支給する。

**公安委員会**

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年七月十六日までとする。  
平成十五年七月十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型 式 の 概 要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社エマ 代表取締役 赤松泰治 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八〇番地の四	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ニユーペ ガサスL エマ	株式会社 エマ	三四〇三四六
株式会社エマ 代表取締役	回胴式遊技機	ホワイト	株式会社	二四一〇一五

赤松泰治 兵庫県伊丹市北伊丹九丁目八〇番地の四	規則第六条第二号（別表第五）	ヒート	エマ	三四〇三四六
株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目九八番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRどたばた空挺団S	株式会社竹屋	三〇〇四〇六
株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目九八番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRどたばた空挺団T	株式会社竹屋	三〇〇四二二
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町二丁目二二七番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRギヤ WM	マルホン工業株式会社	三〇〇四四四
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町二丁目二二七番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRギヤ WMX	マルホン工業株式会社	三〇〇四七二
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町二丁目二二七番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CRギヤ WFX	マルホン工業株式会社	三〇〇四二八

サミイ株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番一号	動役物 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第二種特別電 動役物	CRはり きり娘	サミイ株 式会社	三一〇三九	サミイ株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR極上 !梅松パ ラダイス HN	サミイ株 式会社	三〇〇三八〇	サミイ株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二 三番二号	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR極上 !梅松パ ラダイス HT1	サミイ株 式会社	三〇〇四〇三	山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地 の一	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ニューパ ルサー X	山佐株式 会社	三四〇三五〇	株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR・笑 点YJ	株式会社 平和	三〇〇四三九	株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CR・笑 点XJ	株式会社 平和	三〇〇四二〇	〇一四番地の八  株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物  ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	笑点V	株式會社 平和	三〇〇四五九	株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRツイ ンビジョ ンHTL	株式會社 大一商會	三〇〇四四七	株式会社大一商会 代表取締 役 市原高明 愛知県名古屋市中村区鴨付町 一丁目二番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	CRツイ ンビジョ ンFT	株式會社 大一商會	三〇〇四三〇
---	--	-------------	-------------	-------	---	---	----------------------------	-------------	--------	---	---	-----------------------------	-------------	--------	---	----------------------------------	------------------	------------	--------	---	---	-------------	------------	--------	---	---	-------------	------------	--------	--	---	-----	------------	--------	--	---	----------------------	--------------	--------	--	---	---------------------	--------------	--------